

デモンスト레이ター選考基準

(目的)

第1条 この基準は、本連盟教育本部規程第7条に基づき、デモンスト레이ターの選考に関する必要な事項を定める。

(選考)

第2条 デモンスト레이ターの選考は、デモンスト레이ター選考会において行う。

(デモンスト레이ターの種類)

第3条 デモンスト레이ターの種類は、次の各号に掲げる2種類とする。

- (1) スキー・デモンスト레이ター
- (2) スノーボード・デモンスト레이ター

(スキー・デモンスト레이ター選考基準)

第4条 スキー・デモンスト레이ター選考会に出場できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 当該年度の北海道スキー技術選手権大会出場者で、いずれも指導員の資格(B級検定員取得)を有する者とする。ただし、本年度指導員受検者で合格した者を含む。

(スノーボード・デモンスト레이ター選考基準)

第5条 スノーボード・デモンスト레이ター選考会に出場できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 当該年度北海道スノーボード技術選手権大会出場者で、各カテゴリー上位の者で、いずれも指導員資格を有する者とする。ただし、本年度指導員受検者で合格した者を含む。

- (2) 当該年度全日本スキー連盟スノーボード技術選手権大会に出場した者

(選考委員)

第6条 選考会は選考委員によって構成し、教育本部長が招集する。

(認定)

第7条 認定は、デモンスト레이ター選考会の成績を参考にし、人格識見・技術ともに優れ、教育本部事業を通じて幅広くスキー界に貢献できる者を選任し認定する。選考基準は下記の各号とする。

- (1) 実技適性、理論適性及び指導適性等により選考

- (2) 道連事業に積極的に出席できる者

(スキー・デモンスト레이ターの認定)

第8条 スキー・デモンスト레이ター認定の人数は男子20名、女子10名以内とする。

- (1) 認定のあり方として、将来におけるナショナルデモ及びS A J デモを目指し育成する。

- (2) 全日本デモンスト레이ター選考会の推薦については、北海道デモンスト레이ター選考会で認定されたことを条件とする。

(スノーボード・デモンスト레이ターの認定)

第9条 スノーボード・デモンスト레이ターの人数は、男子、女子合計10名以内とする。

- (1) 北海道スノーボード技術選手権大会の出場人数の総数と、各カテゴリーの人数の割合をもつて各カテゴリー人数を決めるものとする。ただし、1つのカテゴリーは、最大3名とする。

- (2) 認定のあり方として、将来のS A J デモンスト레이ターを目指し育成する。

- (3) 全日本デモンスト레이ター選考会の推薦については、北海道デモンスト레이ター選考会で認定されたことを条件とする。

(任期)

第10条 任期は次期選考会までの2年間とし、認定時に各種公認・登録等料金一覧表に定める認定料を本連盟へ納入するものとする。

- (1) 認定された者は、教育本部強化部が行う強化合宿に参加するものとする。

- (2) 認定デモの強化に伴う諸経費については、所属加盟団体及び自己負担とする。

- (3) 認定された者は、教育本部理事会の承認なしに指導など営利活動をしてはならない。

(結果の報告)

第11条 選考の結果を発表し、認定書を交付するとともに速やかに所属加盟団体へ通知するものとする。

(管理掌握)

第12条 デモンスト레이ターの管理・掌握等は、S A J 専門委員会が所管する。

(基準の改廃)

第13条 この基準の改廃は教育本部理事会の議決による。

附則

昭和58年 8月 制定
平成24年 8月 1日 改定
平成27年 9月26日 改正
平成30年 7月16日 改正